

議案第 7 号

大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を
改正する条例の制定について

大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を
改正する条例

(大網白里市準用河川管理条例の一部改正)

第 1 条 大網白里市準用河川管理条例（平成 1 2 年条例第 1 9 号）の一部を次
のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条第 1 項）

占用料の名称	区分	単位	額
河川敷地占用 料	工作物を敷設するために占 有するもの	占用面積 1 平方メート	3 6 0 円
	工作物を敷設せず原形のま ま使用するもの	ルにつき 1 年	3 6 0 円
	第 1 種電柱	1 本につき	8 5 0 円
	第 2 種電柱	1 年	1, 3 0 0 円
	第 3 種電柱		1, 7 0 0 円
	第 1 種電話柱		7 6 0 円
	第 2 種電話柱		1, 2 0 0 円
	第 3 種電話柱		1, 6 0 0 円
	その他の柱類		7 6 円
	共架電線その他上空に設け る線類	長さ 1 メー トルにつき	7 円

地下に設ける電線その他の線類		1 年	4 円
変圧塔その他これに類するもの		1 個につき 1 年	1, 5 0 0 円
広告塔又は看板類		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 7 0 0 円
諸 管 の 埋 設 等	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3 1 円
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		4 5 円
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		6 8 円
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		9 1 円
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		1 3 0 円
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メ		1 8 0 円

	一トル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		310円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		450円
	外径が1メートル以上のもの		910円
	橋梁添架物		地下埋設物と同額とする。
	(摘要) 1 占用料の徴収額が1件100円未満のときは、100円とする。 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置する		

	ものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。 8 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条の規定により課税される占用料の額は、この表により計算した額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。		
流水占用料	鉦工業用に供するもの	毎秒1リッ	5, 030円
	製氷冷凍の用に供するもの	トルにつき	490円
	その他の用に供するもの	1年	30円
	(摘要)		

	1 占用料は、取水開始の日から徴収し、取水を廃止したときは、廃止の月まで徴収する。 2 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。 3 かんがい用水及び上水道用に供するものについては、徴収しない。
--	---

(大網白里市道路占用料等条例の一部改正)

第2条 大網白里市道路占用料等条例（平成31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条）

占用物件		単位	占用料の額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき	850円
	第2種電柱	1年	1,300円
	第3種電柱		1,700円
	第1種電話柱		760円
	第2種電話柱		1,200円
	第3種電話柱		1,600円
	その他の柱類		76円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	7円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	4円
			740円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル	450円

		ルにつき 1 年	
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1, 5 0 0 円
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		6 3 0 円
	広告塔	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	1, 7 0 0 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	1, 5 0 0 円
法第 3 2 条 第 1 項第 2 号に掲げる 物件	外径が 0. 0 7 メートル未 満のもの	長さ 1 メー トルにつき 1 年	3 1 円
	外径が 0. 0 7 メートル以 上 0. 1 メートル未満のも の		4 5 円
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のも の		6 8 円
	外径が 0. 1 5 メートル以 上 0. 2 メートル未満のも の		9 1 円
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		1 8 0 円

			外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの 外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの 外径が 1メートル以上のもの		310円
					450円
					910円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		860円		
	地下に設ける通路		510円		
	その他のもの		1,500円		
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日
			170円		
道路法施行	看板（アーチ	一時的に設	表示面積1	170円	

令（昭和２７年政令第４７９号。以下「政令」という。）第７条第１号に掲げる物件	であるものを除く。）	けるもの	平方メートルにつき１月	
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	１，７００円
	標識		１本につき１年	１，２００円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	１７円
		その他のもの	１本につき１月	１７０円
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	１７円
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	１７０円
	アーチ		１基につき１月	１，７００円
		その他のもの		８６０円

政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1	1,500円
政令第7条第3号に掲げる施設		平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1	170円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		月	150円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲	建築物		Aに0.015を乗じて得

掲げる施設	
	その他のもの
政令第7条 第10号に 掲げる施設 及び自動車 駐車場	建築物
	その他のもの
政令第7条 第11号に 掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの
政令第7条第12号に掲げる器具	
政令第7条 第13号に 掲げる施設	トンネルの上又は自動車専 用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるも の
	上空に設けるもの

た額
Aに0.01 1を乗じて得 た額
Aに0.02 2を乗じて得 た額
Aに0.01 1を乗じて得 た額
Aに0.01 5を乗じて得 た額
Aに0.02 2を乗じて得 た額
Aに0.03 1を乗じて得 た額
Aに0.02 5を乗じて得 た額
Aに0.01 5を乗じて得 た額
Aに0.02 2を乗じて得 た額

	その他のもの		Aに0.03 1を乗じて得 た額
--	--------	--	------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大網白里市準用河川管理条例（以下「新準用河川管理条例」という。）及び第2条の規定による改正後の大網白里市道路占用料等条例（以下「新道路占用料等条例」という。）の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新準用河川管理条例及び新道路占用料等条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。